

東郷町地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表（全文）

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域公共交通活性化再生法」という。）の規定に基づき、町内の住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、東郷町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な<u>旅客輸送の態様</u>に関すること。</p> <p>(2) 本町の公共交通政策の推進に関すること。</p> <p>(3) 町内巡回バスに関すること。</p> <p>(4) 地域公共交通活性化再生法第5条の規定に基づく地域公共交通計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域公共交通活性化再生法」という。）の規定に基づき、町内の住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、東郷町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な<u>乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等</u>に関すること。</p> <p>(2) 本町の公共交通政策の推進に関すること。</p> <p>(3) 町内巡回バスに関すること。</p> <p>(4) 地域公共交通活性化再生法第5条の規定に基づく地域公共交通計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に</p>

係る連絡調整に関すること。

(5) 交通空白地有償運送（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号に規定する運送をいう。）の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

(6) その他会長が特に必要と認めること。

（委員）

第3条 交通会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町民又は利用者の代表
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (4) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者

係る連絡調整に関すること。

(5) その他町長が特に必要と認めること。

（委員）

第3条 交通会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町民又は利用者の代表
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (4) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (6) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者

(7) 愛知県の関係行政機関の職員

(8) 町長又はその指名する者

(9) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、前条第5号の協議を行う場合は、前項の委員に現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の代表者又はその指名する者を1人加えた委員21人以内をもって組織するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条各号の協議に必要な期間とする。

(会長、副会長及び監事)

第5条 交通会議に会長、副会長及び監事2人を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長及び監事は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

5 監事は、交通会議の会計監査を行い、その結果を会長に報告する。

(7) 愛知県の関係行政機関の職員

(8) 東郷町長又は東郷町職員

(9) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条各号の協議に必要な期間とする。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議に会長、副会長1人及び監事2人を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長及び監事は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

5 監事は、交通会議の監査事務を行う。

6 交通会議の議決の方法は、原則として、全会一致をもつ

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、会長が招集する。ただし、委嘱後最初の交通会議は、町長が招集する。

2 交通会議は、委員の3分の2以上（次項の委任による出席者を含む。）の出席がなければ、開くことができない。

3 委員は、交通会議を欠席する場合、会長の承認を得て交通会議への出席及び議決権の行使を代理の者に委任することができる。

4 交通会議の議事は、出席委員の4分の3以上の賛成で決するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、書面による議決を行うことができる。

(1) 災害その他の理由により、委員を招集することが適当でないとき。

(2) 緊急を要するとき。

(3) 議事の内容が軽易であると会長が認めるとき。

5 前項の規定にかかわらず、「地域公共交通会議に関する

て決するものとする。ただし、意見が分かれたときは、出席委員の4分の3以上の賛成で決するものとする。

7 交通会議は、原則として、公開とする。

国土交通省としての考え方について（平成18年9月15日国自旅第161号）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5. (3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果は、交通会議の決議があったものとする。

6 交通会議は、原則として、公開とする。

（協議結果の取扱い）

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（協議の省略）

第8条 交通会議において協議が調った事項に関する軽微な修正又は変更については、交通会議での協議を省略することができるものとする。

2 前項における軽微な修正又は変更とは、次に掲げるものとする。

- (1) バス停名称の変更
- (2) バス停の新設又は廃止を伴わないルートの変更
- (3) ルートの変更を伴わないバス停の新設、位置変更等

（協議結果の取扱い）

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（協議の省略）

第7条 交通会議において協議が調った事項に関する軽微な修正又は変更については、交通会議での協議を省略することができるものとする。

2 前項における軽微な修正又は変更とは、次に掲げるものとする。

- (1) バス停名称の変更
- (2) バス停の新設又は廃止を伴わないルートの変更
- (3) ルートの変更を伴わないバス停の新設、位置変更等

(4) 運行本数の変更を伴わない運行時刻の修正

(5) 前各号に掲げるもののほか、会長が認める軽微なもの
(庶務)

第9条 交通会議の庶務に関し必要な事項は、別に定める。

(会計)

第10条 交通会議の収入及び支出に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月17日から施行する。

附 則 (平成27年6月1日東郷町要綱第35号)

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

(4) 運行本数の変更を伴わない運行時刻の修正

(5) 前各号に掲げるもののほか、会長が認める軽微なもの
(庶務)

第8条 交通会議の庶務に関し必要な事項は、別に定める。

(会計)

第9条 交通会議の収入及び支出に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月17日から施行する。

附 則 (平成27年6月1日東郷町要綱第35号)

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年●月●日から施行する。

この要綱は、令和3年5月24日から施行する。